

令和3年度 スチュワードシップ活動の報告 要旨

地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）の「令和3年度スチュワードシップ活動の報告」の概要は以下のとおりです。

1. 連合会のスチュワードシップ活動の状況

連合会では、平成16年に「コーポレートガバナンス原則」及び「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」を、平成28年に「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」を策定し、運用受託機関に対し、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うよう求めています。運用受託機関のスチュワードシップ活動の状況については、毎年度モニタリングを実施しており、今年度においても、株式の運用受託機関に対してヒアリングを実施し、具体的な活動状況を確認しました。

また、今年度は、令和3年6月に行われたコーポレートガバナンス・コードの再改訂の内容等も踏まえ、連合会として、望ましいコーポレートガバナンスの基準をより明確に示すために、令和4年2月にコーポレートガバナンス原則及び株主議決権行使ガイドライン（国内株式・外国株式）について改正を行いました。

2. 株式の運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の状況

運用受託機関のスチュワードシップ活動の取り組みは引き続き改善傾向にあり、一部の運用受託機関では新たな優れた取り組みが見られるなど、スチュワードシップ活動の実効性が向上していることを確認しました。

(1) 議決権行使

全ての運用受託機関において、連合会が重視している事項に基づいて議決権を行使していることを確認しました。

○ ガイドラインの遵守

全ての運用受託機関において、ガイドラインの遵守状況を事前もしくは事後に検証していることを確認したほか、一部の運用受託機関においては、第三者機関による外部監査を行うなど、検証の客観性を高めている取り組みを確認しました（内外株式）。

○ 企業の状況に即した議決権行使

全ての運用受託機関において、企業の状況に即した議決権行使を行うためのプロセスが構築されていることを確認したほか、機械的にガイドラインを当てはめるのではなく、企業との対話内容も踏まえて議決権を行使していることを確認しました（内外株式）。

- 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用
全ての運用受託機関において、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用していることを確認しました（内外株式）。
一部の運用受託機関においては、取締役会の多様性に関する議決権行使基準について、市場や地域の特性を鑑みて猶予期間を設け、十分なエンゲージメントを行った上で適用するという取り組みを確認しました（外国株式）。
- その他
一部の運用受託機関においては、モニタリングボードの要件を定め、その要件を満たしている企業に対しては議決権行使基準を一部緩和することで、企業の取締役会のモニタリングボードへの移行を後押しするという取り組みを確認しました（国内株式）。

(2) エンゲージメント

大部分の運用受託機関において、連合会が重視している事項に基づいてエンゲージメントを行っていることを確認しました。

- 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施
全ての運用受託機関において、企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを行っていることを確認しました（内外株式）。
- プロセス（P D C Aサイクルなど）の実効性
大部分の運用受託機関において、エンゲージメントに関する組織的な進捗管理や効果測定を行っていることを確認しました（内外株式）。
一部の運用受託機関においては、エンゲージメントが企業価値向上に寄与したかを定量的に測定しようとしている取り組み（国内株式）、エンゲージメントのトラッキングツールを導入することで、一元的に関連データを管理するとともに、進捗管理と効果測定にも活用するという取り組みを確認しました（外国株式）。
- その他
一部の運用受託機関においては、E S Gスコアと企業価値の関係を分析することにより、E S Gに関する対話の有用性を検証しようとする取り組み、海外アセットオーナーの先進的な取り組みをエンゲージメント活動に活かしている取り組み、大学と連携して、気候変動に関する科学的知見を深め、エンゲージメントに活用する取り組みなど、エンゲージメントの実効性向上を図る取り組みを確認しました（内外株式）。